

## 介護職員研修費補助事業のお知らせ

町では、町内の介護事業所等に従事する人材の確保及び定着を図り、介護職員の資質の向上及び介護福祉士資格取得を支援するため、令和5年度から**介護職員初任者研修**及び**介護福祉士実務者研修**を受講し修了した方に対し、受講に要した経費の一部を補助します。

### ■対象となる研修

(1) 介護職員初任者研修 (2) 介護福祉士実務者研修

### ■対象者

上記の研修を令和5年4月1日以降に修了した方のうち、町内に住所を有し現に居住している方

### ■対象経費

対象研修に係る受講料及びテキスト代です ※追加講習等に係る費用は含みません

### ■自己負担額

対象研修に係る受講料に対する自己負担額は、5千円です

### ■補助額

対象研修に係る受講料から、自己負担額の5千円を引いた額です。

ただし、補助額の上限は8万3千円とし、超えた分は自己負担となります。

### ■補助の申請（必要書類）

①補助金交付申請書 ②受講料領収証 ③修了証明書又は受講修了が確認できる証明書等

※申請書については、町ホームページからダウンロードいただくか、木古内町健康管理センターにご用意しております。

### ■申込・お問い合わせ

健康管理センター（保健福祉課介護福祉グループ） ☎01392-2-2122

## 補聴器購入費助成事業のお知らせ

町では、聴力機能の低下がある高齢者に対し、コミュニケーションの促進や積極的な社会参加、地域交流の推進、認知症の予防等を図ることを目的に、令和5年度から補聴器購入に要する費用の一部を助成します。

### ■対象者

町内に住所を有し、町内に居住している65才以上の方とし、以下の要件に該当する方。

(1) 聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていないこと。

(2) 両耳の聴力レベルが中等度難聴。(40db以上70db未満)

※補聴器の必要性を認める医師からの証明書等が必要です。

### ■助成金の額

購入費の2分の1以内、3万円を限度とし、超えた分は自己負担となります

### ■助成の申請（必要書類）

①補聴器購入費助成申請書 ②医師からの証明書等 ③補聴器の見積書

※申請書については、木古内町健康管理センターにご用意しております

### ■注意事項

助成申請前に補聴器を購入した場合は、助成の対象になりませんのでご注意ください

### ■申込・お問い合わせ

健康管理センター（保健福祉課介護福祉グループ） ☎01392-2-2122